

公益財団法人山田満育英会
奨学生募集要項

1 趣旨

当財団は、大学・大学院に在籍し、医学・工学・理学の分野における高い向学心に燃える学生に対して、勉学や専門知識・技術の修得を支援するため、奨学金の支給を行います。

つきましては、奨学生（奨学金受給者）の募集を次のとおり実施いたします。

2 奨学生（奨学金受給者）の応募資格者

(1) 国内の大学・大学院に在籍している者で、当財団の支援の目的者である医学・工学・理学の分野に修学している者。

(注) 上記の大学・大学院には通信教育課程を含みません。

(2) 人物・学業について優秀で、経済的な理由により修学が困難であると認められる者。

(注) 経済状況については、父母双方の収入またはこれに代わって家計を支えている者の収入の合計が以下に当てはまる者が対象となります

・給与所得者・・・900万円以下

※所得証明書「給与収入額」欄 または
源泉徴収票「支払金額（税込）」欄

・給与所得以外・・・416万円以下

※所得証明書「営業等所得」欄 または
確定申告書等「所得金額（税込）」欄

(3) 大学長等の推薦を受けた者。

3 奨学金の種類・給付金額および給付期間

(1) 奨学生に学資奨学金として、月額20,000円を支給します。

(2) 上記の奨学金の給付期間は採用決定年度の4月から翌年3月までです。

(3) 本奨学金は原則、返還することを要しません。

4 奨学生申請者の募集

(1) 奨学生の募集人数は、20～30名程度とします。

(2) 奨学生申請(奨学金給付の申請)の募集期間は、毎年4月～5月末日です。

(3) 奨学生の選考・決定のため書面審査および面談を実施します。

5 申請手続き

- (1) 大学・大学院に在籍していて、応募資格を有し、奨学金の支給を受けようとする学生は「奨学金給付申請書」に必要事項を記入し、在籍する大学長等の推薦を受けたうえで、当財団に提出・申請します。
- (2) 申請に必要な書類は、次のとおりです。
 - ①奨学金給付申請書
(注)学校長等による推薦書および指導教授の推薦状を含みますので記入漏れのないようご注意ください
 - ②履歴書
(注)必ず顔写真を貼付してください
 - ③在学証明書
 - ④成績証明書
(注)前年度分を提出してください
大学1年生は提出不要です
大学院1年生は大学4年生時のものを提出してください
 - ⑤父母等家計を支えている者の所得証明書等
(注)2(2)(注)に表記する各種証明書となります
 - ⑥住民票等家族関係のわかるもの
 - ⑦作文(「医療機器業界の現状」を読んで感じたこと)
- (3) 上述の応募書類等は返却しませんので、ご了承ください。
- (4) ①「奨学金給付申請書」は当ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入してください
②「履歴書」は市販のフォームを利用してください
③④⑥は原本を提出してください
⑤は原本もしくはコピーを提出してください
⑦は「医療機器業界の現状」および「作文用紙」を当ホームページよりダウンロードし、「作文用紙」を提出してください。
現在の研究テーマとの関連性等を踏まえた内容にされるといいでしょう。
「作文用紙」が複数枚にわたる場合はコピーしてお使いください。

6 受給者の決定および通知

- (1) 受給者は、毎年7月末までに選考委員会の選考を受けて決定します。
- (2) 受給者の選考結果は、奨学金受給者採否決定通知書により、在籍する大学長等を経由して申請者全員に通知します。

7 奨学金の給付

- (1) 学資奨学金は6ヶ月に一度支給月額6ヶ月分を合計した金額を、受給者の指定する金融機関の本人名義口座へ振込により給付を行います。
 - ・4～9月分 (2万円×6ヶ月分=12万円)
奨学生の採用決定後、8月末日までに支給します
 - ・10～翌年3月分 (2万円×6ヶ月分=12万円)
12月末日までに支給します
- (2) 学資奨学金の年額は24万円(2万円×12ヶ月)となります。

8 奨学金の給付休止または打ち切り

- (1) 奨学生が次の各号の一に該当すると認める場合は奨学金の給付を休止するものとします。
 - ①長期にわたって大学・大学院を欠席または休学したとき
 - ②学業成績が不良となったと認められるとき
 - ③学業に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき
 - ④その他奨学生として不適当であると認められたとき
- (2) 奨学生が次の各号の一に該当すると認める場合は、在学大学長等の意見を聴取して奨学金の給付を打ち切ることがあります。
 - ①申請資格に規定する要件を欠くに至ったとき
 - ②正規の理由がなく休学したとき
 - ③傷病のため学業遂行の見込みが無くなったと認められるとき
 - ④学業成績または品行が著しく不良となったと認められるとき
 - ⑤在籍する大学・大学院で処分を受けた時
 - ⑥上記に掲げるものの他、奨学生として不適当になったとき

9 奨学金の返還

- (1) 奨学生が誓約書に著しく違背する行為を行ったときは、奨学金の返還を請求することがあります。
- (2) 返還が滞った場合には、当財団は身元保証人に請求することがあります。

10 学業成績表および生活状況の報告

奨学生は、学業成績が発表されたときは、学業成績表および生活状況報告書を当財団代表理事宛に提出することが必要です。

1 1 個人情報保護に関する事項

当財団がこの奨学金給付申請に関して取得する個人情報は、選考作業や受給者の決定通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。

1 2 奨学生の卒業後の就職その他一切については本人の自由とします。

1 3 本件に関する照会先並びに申請書の送付先

〒541-0045 大阪府中央区道修町3丁目6番1号 京阪神御堂筋ビル14階

公益財団法人山田満育英会 事務局

電話 06-6231-9915 FAX 06-6231-9902

ホームページ <http://yamadamitsuru-ikuei.org/>